

公 告

公告 第 s024 号
令和7年5月21日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号
5K6Z12D00240	5L611AC0070 0001		209
品名 または 件名			
幹部候補生採用試験問題の校閲			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使 用 器 材 名			
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等
1.00	ST		
納地または工事場所		引 渡 場 所	
陸幕		市ヶ谷	
搬 入 場 所		納 期 ま た は 工 期	
市ヶ谷		令和7年8月8日（金）	

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年6月4日（水）10時00分 中央会計隊入札室（E-1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。

契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

駐屯地用標準契約書

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

別紙第1「保全又は保護の確保に関する違約金条項」

(3) その他

ア 競争参加資格の年度は令和07・08・09年度とする。

イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。

ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。

エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。

オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）

カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。

キ 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第2班

高橋（TEL：03-3268-3111 内線 47570）

（FAX：03-5269-5135（直通））

仕様書に関する問い合わせ先

須田（TEL：03-3268-3111 内線 40323）

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

別紙第1

保全又は保護の確保に関する違約金条項

第1条 乙は、仕様書等（仕様書及び仕様書を補足する細部資料をいう。）における秘密保全に関する事項の定めるところにより秘密保全の万全を期さなければならない。

2 乙は、甲により保全又は保護の確保について指定した情報、文書及び図面等（以下「情報等」という。）について、本契約に関する情報に接する権限のない者に漏えいしたことを甲が証明した場合は、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、次に掲げる基準に従い、甲が指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

(1) 漏えいしたときの違約金の額
契約金額の100分の5

(2) 次のアからウまでの事由に該当する場合には、前号に掲げる金額に、それぞれ当該アからウまでに掲げる金額を加算

ア 情報等の漏えいが乙の故意又は重大な過失によると認められるときは、前号に掲げる金額と同額

イ 乙が甲に対し、情報等の漏えいの事実を直ちに報告しなかったときは、前号に掲げる金額に100分の50を乗じた額

ウ 乙が甲に対し、情報等の漏えいに関し虚偽の報告をしたときは、前号に掲げる金額に100分の50を乗じた額

(3) 乙が過去10年以内に情報等を漏えい（当該漏えいが本契約に係るものであるか、甲乙間の他の契約に係るものであるかを問わない。）し、甲により違約金を請求されていた場合においては、今回漏えいした第1号に掲げる金額と同額を加算

(4) 前号に規定する場合における当該過去の情報等の漏えいが第2号に掲げる加算事由のいずれかに該当するとされた場合であって、今回の情報等の漏えいが当該加算事由と同一の事由に該当するときは、前号に掲げる金額の加算に加えて、当該加算事由に応じて第2号に掲げる金額と同額を加算

(5) 情報等の漏えいが、第2号のイ又はウに掲げる事由に該当せず、かつ、乙の極めて軽微な過失によると認められるときは、第1号、第3号及び前号の規定にかかわらず、契約金額の100分の5以内で甲が定める金額

3 乙が複数の情報等を一の行為において漏えいした場合は、漏えいした各情報等について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。

4 乙が甲との間の複数の契約において情報等を漏えいした場合において、いずれの契約の履行における漏えいか乙が証明できないときは、当該情報等が漏えいした疑いがある各契約について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。

5 乙が違約金を甲の指定する期間内に支払わない場合は、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延納利息を甲に支払わなければならない。

第2条 乙が情報等を保全又は保護する責任がある期間は、乙が甲から情報等を指定した旨の通知を受けたときから、当該情報等の指定にかかる期間（甲が当該期間を延長する旨乙に通知した場合は、当該延長後の期間）が終了するまで、又は甲が情報等の指定を解除するまでとする。ただし、甲が乙に情報等を提供する場合は、当該情報等を乙が受領したときからとする。

2 前項に定める乙が情報等を保全又は保護する責任がある期間に乙が情報等を漏えいしたときは、当該期間又は当該期間経過後3年を経過するまでの間は、甲は、乙に対して前条の規定に基づく違約金を請求できるものとする。

3 本違約金条項が付されている契約が終了し、又は解除された場合であっても、第1項に定める乙が情報等を保全又は保護する責任がある期間及び前項の規定に基づき甲が乙に対して違約金を請求できる期間は、本違約金条項は、なおその効力を有するものとする。

第3条 本違約金条項の規定は、これに基づく違約金とは別に甲がその損害につき乙に対し賠償を請求することを妨げない。

調達要求番号： 5 L 6 1 1 A C 0 0 7 0

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書	
幹部候補生採用試験問題の校閲	仕様書番号
	陸幕募援課－０００２０９
	防衛大臣承認 令和 年 月 日
	作 成 令和 6 年 1 2 月 2 0 日
	変 更 令和 年 月 日
作成部隊等名 陸上幕僚監部 人事教育部募集・援護課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、幹部候補生採用試験問題の校閲（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z.0.0.0.0.1による。

1.2.1 幹部候補生採用試験問題

自衛隊における幹部候補生を採用するための試験問題のうち、幹部候補生採用試験一般教養問題、幹部候補生採用試験専門問題、幹部候補生（大学卒業程度）採用試験専門問題（記述）及び幹部候補生（大学院卒業者）採用試験専門問題（記述）をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z.0.0.0.0.1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）

〔防防調第4608号(19.4.27)〕

防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令の実施について

（通達）〔防官文第5455号(令和5年3月16日)〕

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

本役務は、幹部候補生採用試験問題の校閲をするものとする。

2.2 役務の内容

役務の内容は、次による。

2.2.1 試験問題の校閲

契約の相手方は、試験問題に出題ミス等がないか校閲を実施するものとする。

なお、細部は、陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課（以下、“募集・援護課”という。）との調整による。

2.2.1.1 問題校閲要領

契約の相手方は、官側が貸与する試験問題（紙媒体）の校閲を行い、校閲結果を書き込み、図1と併せて募集・援護課に提出するものとする。

なお、提出時期は、調達要領指定書による。

2.2.1.2 科目及び問題数

a) 幹部候補生採用試験一般教養問題

合計60問であり、細部は、図2による。

b) 幹部候補生採用試験専門問題

合計90問であり、細部は、図3による。

c) 幹部候補生（大学卒業程度）採用試験専門問題（記述）

合計40問であり、細部は、図4による。

d) 幹部候補生（大学院卒業者）採用試験専門問題（記述）

合計30問であり、細部は、図5による。

2.2.1.3 質疑応答等

契約の相手方は、校閲結果について、募集・援護課からの質疑に対して、適時適切に回答するものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 無償貸付品

無償貸付品は、表1によるほか、GLT-CG-Z000001の箇条5によるものとし、官側が必要と認めたものについて受けることができる。

表1—無償貸付品

番号	無償貸付品	数量	貸付時期	貸付先
1	幹部候補生採用試験一般教養問題	1式	契約締結後、速やかに、	募集・援護課（市ヶ谷）
2	幹部候補生採用試験専門問題	1式		
3	幹部候補生（大学卒業程度）採用試験専門問題（記述）	1式		
4	幹部候補生（大学院卒業者）採用試験専門問題（記述）	1式		

4.4 秘密保全

秘密保全は、次による。

本役務の履行に当たり“防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令の実施について（通達）”に示す個人情報などは、漏えい又は他に転用してはならない。契約履行後も同様とする。

- a) 契約の相手方は、本契約に係る物件、文書などで“注意”又は“部内限り”に指定されたものの取扱いは、“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）”により、その取扱いには万全の注意を払わなければならない。
- b) 契約の相手方の庁舎内への立ち入りは、関係規則などに基づく手続きを行い、立ち入りを禁じた区域及び業務に関係ない施設へは立ち入ってはならない。細部は官側担当者の指示に従うものとする。
- c) 契約の相手方が第三者に従事させる場合には、図6による。

4.5 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- c) その他本役務履行に必要な事項

4.7 不具合等の処理

本役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

4.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

図1 幹部候補生採用試験問題校閲状況表

幹部候補生採用試験一般教養問題（その1）校閲状況表																											
項目		設問番号																									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
共通事項	問題文、選択肢及び図面等（以下「設問」という）の形式、記号等の書体が、設問全体において統一されていること																										
	用語は、全ての受験者に同じように解釈されるものであること																										
	誤字・脱字及び矛盾が無いこと。																										
設問内容	施案に一つの正答が導き出せる設問であること																										
検証	設問には、分かりにくい言い回しや不要な記述がないこと																										
	問題文・選択肢及び図面等との関係が適切であること																										
	正答に至るための必要な条件等が、設問中に含まれていること																										
	試験実施時、事実が異なるおそれがある場合は、設問中に適切な注釈等の記載がなされていること																										
	試験問題中の他の設問を参考に解答できる問題でないこと																										
	その他の不適切と認められるもの																										
※1 各設問番号ごとに上記のチェックを行い、完了後は「○」を記入すること。 ※2 不適切と認められる場合は「×」を記入し、貸与した試験問題にその内容を赤字で記載すること。 ※3 提出の際、検証責任者は必ず署名または記名押印をすること。 防衛省陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課 殿 上記の各項目について、校閲を実施したことを証明します。 令和 年 月 日																											

図1—幹部候補生採用試験問題校閲状況表(続き)

幹部候補生採用試験一般教養問題(その2)校閲状況表																																				
項目		設問番号																																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
共通事項	問題文、選択肢及び図面等(以下「設問」という)の形式、記号等の書体が、設問全体において統一されていること																																			
	用語は、全ての受験者に同じように解釈されるものであること																																			
	誤字・脱字及び矛盾が無いこと。																																			
校閲内容	設問内容																																			
	設問には、分かりにくい言い回しや不要な記述がないこと																																			
	問題文・選択肢及び図面等との関係が適切であること																																			
	正答に至るための必要な条件等が、設問中に含まれていること																																			
	試験実施時、事実が異なるおそれがある場合は、設問中に適切な注釈等の記載がなされていること																																			
	試験問題中の他の設問を参考に解答できる問題でないこと																																			
	その他の不適切と認められるもの																																			

※1 各設問番号ごとに上記のチェックを行い、完了後は「○」を記入すること。

※2 不適切と認められる場合は「×」を記入し、貸与した試験問題にその内容を赤字で記載すること。

※3 提出の際、検証責任者は必ず署名または記名押印をすること。

防衛省陸上幕僚監部人事教育部募集・振興課 殿

上記の各項目について、校閲を実施したことを証明します。

令和 年 月 日

図 1 一幹部候補生採用試験問題校閲状況表 (続き)

幹部候補生採用試験一般教養問題 (人文科学) 校閲状況表																													
項目		設問番号																											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
共通事項	問題文、選択肢及び図面等 (以下「設問」という) の形式、記号等の書体が、設問全体において統一されていること																												
	用語は、全ての受験者に同じように解釈されるものであること																												
	誤字・脱字及び矛盾が無いこと。																												
設問内容	確実に一つの正答が導き出せる設問であること																												
検証	設問には、分かりにくい言い回しや不要な記述がないこと																												
	問題文・選択肢及び図面等との関係が適切であること																												
	正答に至るための必要な条件等が、設問中に含まれていること																												
	試験実施時、事実が異なるおそれがある場合は、設問中に適切な注釈等の記載がなされていること																												
	試験問題中の他の設問を参考に解答できる問題でないこと																												
	その他の不適切と認められるもの																												
※1 各設問番号ごとに上記のチェックを行い、完了後は「○」を記入すること。 ※2 不適切と認められる場合は「×」を記入し、貸与した試験問題にその内容を赤字で記載すること。 ※3 提出の際、検証責任者は必ず署名または記名押印をすること。 防衛省陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課 殿 上記の各項目について、校閲を実施したことを証明します。 令和 年 月 日																													

図1—幹部候補生採用試験問題校閲状況表（続き）

幹部候補生採用試験一般教養問題（社会科学）校閲状況表																													
項目		設問番号																											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
共通事項	問題文、選択肢及び図面等（以下「設問」という）の形式、記号等の書体が、設問全体において統一されていること																												
	用語は、全ての受験者に同じように解釈されるものであること																												
	誤字・脱字及び矛盾が無いこと。																												
設問内容	確実に一つの正答が導き出せる設問であること																												
	設問には、分かりにくい言い回しや不要な記述がないこと																												
	問題文・選択肢及び図面等との関係が適切であること																												
	正答に至るための必要な条件等が、設問中に含まれていること																												
	試験実施時、事実が異なるおそれがある場合は、設問中に適切な注釈等の記載がなされていること																												
	試験問題中の他の設問を参考に解答できる問題でないこと																												
	その他の不適切と認められるもの																												
※1 各設問番号ごとに上記のチェックを行い、完了後は「○」を記入すること。 ※2 不適切と認められる場合は「×」を記入し、貸与した試験問題にその内容を赤字で記載すること。 ※3 提出の際、検証責任者は必ず署名または記名押印をすること。 防衛省陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課 股 、上記の各項目について、校閲を実施したことを証明します。 令和 年 月 日																													

図1—幹部候補生採用試験問題校閲状況表（続き）

幹部候補生採用試験一般教養問題（理工学）校閲状況表																																					
項目	設問番号																																				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
共通事項	問題文、選択肢及び図面等（以下「設問」という）の形式、記号等の書体が、設問全体において統一されていること																																				
	用語は、全ての受験者に同じように解釈されるものであること。																																				
	誤字・脱字及び矛盾が無いこと。																																				
設問内容	確実に一つの正答が導き出せる設問であること																																				
	設問には、分かりにくい言い回しや不要な記述がないこと																																				
	問題文・選択肢及び図面等との関係が適切であること																																				
	正答に至るための必要な条件等が、設問中に含まれていること																																				
	試験実施時、事実が異なるおそれがある場合は、設問中に適切な注釈等の記載がなされていること																																				
	試験問題中の他の設問を参考に解答できる問題でないこと																																				
	その他の不適切と認められるもの																																				
※1 各設問番号ごとに上記のチェックを行い、完了後は「○」を記入すること。 ※2 不適切と認められる場合は「×」を記入し、該当した試験問題にその内容を赤字で記載すること。 ※3 提出の際、検証責任者は必ず署名または記名押印をすること。 防衛省防衛施設監事人事教育部募集・振興課 殿 上記の各項目について、校閲を実施したことを証明します。 令和 年 月 日																																					

図 1 一幹部候補生採用試験問題校閲状況表 (続き)

幹部候補生 (大学卒業程度) 採用試験 (記述) 問題校閲状況表																																									
項目		設問番号																																							
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
共通事項	問題文、選択肢及び図面等 (以下「設問」という) の形式、記号等の書体が、設問全体において統一されていること																																								
	用語は、全ての受験者に同じように解釈されるものであること																																								
	誤字・脱字及び矛盾がないこと																																								
検証	設問には、分かりにくい言い回しや不要な記述がないこと																																								
	問題文と図面等との関係が適切であること																																								
	正答に至るための必要な条件等が、設問中に含まれていること																																								
	試験実施時、事実が異なるおそれがある場合は、設問中に適切な注釈等の記載がなされていること																																								
	試験問題中の他の設問を参考に解答できる問題でないこと																																								
	その他の不適切と認められるもの																																								
※1 各設問番号ごとに上記のチェックを行い、完了後は「○」を記入すること。 ※2 不適切と認められる場合は「×」を記入し、該当した試験問題にその内容を赤字で記載すること。 ※3 提出の際、検証責任者は必ず署名または記名押印をすること。																																									
防衛省陸上幕僚監部人事教育部隊員・候補隊員 殿 上記の各項目について、校閲を実施したことを証明します。 令和 年 月 日																																									

図 1 幹部候補生採用試験問題校閲状況表 (続き)

幹部候補生 (大学院卒業者) 採用試験 (記述) 問題校閲状況表																															
項目	設問番号																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
共通事項	問題文、選択肢及び図面等 (以下「設問」という) の形式、記号等の書体が、設問全体において統一されていること																														
	用語は、全ての受験者に同じように解釈されるものであること																														
	誤字・脱字及び矛盾がないこと																														
検証	設問には、分かりにくい言い回しや不要な記述がないこと																														
	問題文と図面等との関係が適切であること																														
	正答に至るための必要な条件等が、設問中に含まれていること																														
	試験実施時、事実が異なるおそれがある場合は、設問中に適切な注釈等の記載がなされていること																														
	試験問題中の他の設問を参考に解答できる問題でないこと																														
	その他の不適切と認められるもの																														
※1 各設問番号ごとに上記のチェックを行い、完了後は「○」を記入すること。 ※2 不適切と認められる場合は「×」を記入し、貸与した試験問題にその内容を赤字で記載すること。 ※3 提出の際、検証責任者は必ず署名または記名押印をすること。 防衛省陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課 殿、 上記の各項目について、校閲を実施したことを証明します。 令和 年 月 日																															

幹部候補生採用試験一般教養問題の出題科目及び問題数

1 その1

問題番号	出題科目	問題数
1～7	英語	7 問
8～9	日本史	2 問
10～11	世界史	2 問
12～13	地理	2 問
14	思想	1 問
15～16	政治・法律	2 問
17	経済	1 問
18～19	社会	2 問
20	時事問題	1 問
21～22	数学	2 問
23	物理	1 問
24	化学	1 問
25	生物	1 問
26	地学	1 問

2 その2

問題番号	出題科目	問題数
1 ～11	文章理解	1 1 問
12～22	数的推理	1 1 問
23～28	判断推理	6 問
29～34	資料解釈	6 問

図 2—幹部候補生採用試験一般教養問題の出題科目及び問題数

幹部候補生試験専門問題出題科目及び問題数

1 人文科学

問題番号	出題科目	問題数
1～9	歴史	9 問
10～18	哲学	9 問
19～27	地理	9 問

2 社会科学

問題番号	出題科目	問題数
1～9	政治	9 問
10～18	法律	9 問
19～27	経済	9 問

3 理工学

問題番号	出題科目	問題数
1～9	数学	9 問
10～18	物理	9 問
19～27	化学	9 問
28～36	生物	9 問

図 3—幹部候補生試験専門問題の出題科目及び問題数

幹部候補生採用試験専門問題（記述式）の出題科目，問題数及び解答要領

問題番号	出題科目	問題数
1～2	心理学	2 問
3～5	教育学	3 問
6～8	英語	3 問
9～10	行政学	2 問
11～12	法律	2 問
13～14	経済	2 問
15～16	国際関係	2 問
17～18	社会	2 問
19～20	数学	2 問
21～22	物理	2 問
23～24	化学	2 問
25～26	情報工学	2 問
27～28	電気	2 問
29～30	電子	2 問
31～32	機械（造船を含む。）	2 問
33～34	土木	2 問
35～36	建築	2 問
37～38	航空工学	2 問
39～40	海洋学・航海学	2 問

図 4－幹部候補生（大学卒業程度）採用試験専門問題（記述）
の出題科目及び問題数

幹部候補生（大学院卒者）試験専門問題（記述）の出題科目及び問題数

問題番号	出題科目	問題数
1～2	行政学	2問
3～4	法律	2問
5～7	国際関係	3問
8～10	数学	3問
11～12	物理	2問
13～14	化学	2問
15～16	情報工学	2問
17～18	電気	2問
19～20	電子	2問
21～22	機械（造船を含む。）	2問
23～24	土木	2問
25～26	建築	2問
27～28	航空工学	2問
29～30	海洋学・航海学	2問

図5－幹部候補生（大学院卒者）試験専門問題（記述）
の出題科目，問題数

(第三者に従事させる場合の届出)

- 1 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、可能な限り正社員を作業に従事させるよう努めるものとする。
- 2 第三者（契約の相手方を除く本役務の履行に係る作業に従事させるすべての事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を含む。）をいう。以下同じ。）に従事させる必要がある場合には、あらかじめ、担当官に当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。ただし、輸送その他の情報システムの内容を知りえないと契約の相手方が認める役務に従事させる場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難い場合には、事後速やかに理由を付して担当官に届け出るものとする。

(写しの送付)

担当官は、契約の相手方から届出のあった書面について、受付を行った後、その写しを契約の相手方に送付するものとする。

(納入先部隊等で作業を実施する場合の届出)

- 1 本役務の履行に当たり、納入先部隊等において作業（輸送その他の情報システムの内容を知り得ないと契約の相手方が認める役務を除く。）を実施する必要がある場合には、本役務に係る受領検査官又は使用責任者（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の補助者として担当官が契約の相手方に通知した者をいう。）に作業従事者名簿（作業従事者管理日報を含む。以下同じ。）を届け出るものとする。ただし、納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等が実施される場合には、当該部隊等に所属する者で担当官が契約の相手方に通知した作業確認者に作業従事者名簿を届け出るものとする。
- 2 第三者に従事させる場合には、担当官から送付のあった書面の写しを届出書に添付するものとする。
- 3 契約の相手方は、第三者を本役務の履行に係る作業に従事させる場合においては、当該第三者に当該届出をさせることができる。
- 4 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難い場合には、事後速やかに理由を付して受領検査官又は使用責任者に届け出るものとする。

(責務)

契約の相手方は、第三者を本役務の履行に係る作業に従事させる場合であっても、契約上の責任を免れることはできない。

図6—第三者に従事させる場合等の届出

調達要領指定書	仕様書番号	陸幕募援課－０００２０９
	作成年月日	令和７年５月１５日
	作成部課室	陸幕人事教育部募集・援護課
	単 位	
件 名	幹部候補生採用試験問題の校閲	
指 定 事 項 2.2.1.1 問題検証要領 提出時期は、令和７年８月８日（金）までとする。		

入札書
見積書

調達要求番号	5L611AC0070	契約実施計画番号	5K6Z12D00240
--------	-------------	----------	--------------

金額 円 (税抜)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
幹部候補生採用試験問題の校閲	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入（履行）場所	市ヶ谷	納期	令和7年8月8日		
入札（契約）保証金	免除	入札（見積）書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。
また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7 年 6 月 4 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也 殿

住所
会社名
代表者名
担当者
連絡先